



# 山形県公報

令和8年6月23日(火)  
第714号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 県営土地改良事業計画の決定……………(最上総合支庁農村計画課) ……649
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁北村山建設総務課) ……650
- 開発行為に関する工事の完了……………(村山総合支庁建築課) ……同

### 公 告

- 農地を利用する権利の設定の裁定申請……………(農業経営・所得向上推進課) ……同
- 同……………( ) ……651
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(企業局) ……652

## 告 示

### 山形県告示第505号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により県営大堰下流地区土地改良事業(農村地域防災減災事業(用排水施設等整備事業))計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和8年6月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 縦覧に供する書類の名称  
県営大堰下流地区土地改良事業(農村地域防災減災事業(用排水施設等整備事業))計画書の写し
- 縦覧に供する場所  
舟形町役場
- 縦覧に供する期間  
令和8年6月25日から同年7月23日まで
- その他
  - この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
  - この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として(訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。)、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
  - ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日)の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

**山形県告示第506号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において令和8年6月23日から同年7月7日まで縦覧に供する。

令和8年6月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 樽石基点線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                              | 旧新の別 | 敷地の幅員             | 延 長     |
|----------------------------------|------|-------------------|---------|
| 村山市大字長善寺字本郷59番2から<br>同 川前102番3まで | 旧    | 15.2メートル<br>} 8.0 | 209メートル |
| 同 上                              | 新    | 26.4メートル<br>} 8.3 | 213メートル |

**山形県告示第507号**

次の開発行為は、完了した。

令和8年6月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
令和7年10月17日 指令村総建第273号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
東根市神町東一丁目987番25、995番1、997番3、9089番377、9089番379、9089番381、995番1先、9089番377先
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称  
東根市神町北五丁目3番24号 株式会社ラディッツ

**公 告**

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項後段の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があった。

令和8年6月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

| 所在及び地番              | 地目 | 面積（平方メートル） |
|---------------------|----|------------|
| 西置賜郡飯豊町大字萩生字町東923番5 | 畑  | 192        |
| 西置賜郡飯豊町大字萩生字町東3544番 | 田  | 645        |

- 2 申請に係る農地の利用の現況  
耕作の事業に従事する者が不在である。
- 3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細  
農地法第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定による裁定後に、農地中間管理機構から申請に係る農地の借受けを希望する者に当該農地を貸し付ける。

4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

| 利用権の始期 | 存続期間 | 借賃に相当する補償金の額 |
|--------|------|--------------|
| 令和9年1月 | 10年  | 12,900円      |

5 その他

この公告に係る農地の所有者等は、次に掲げるところにより、令和8年7月7日までに意見書を提出することができる。

(1) 意見書の記載事項

- イ 意見書の提出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- ロ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
- ハ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
- ニ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- ホ 意見の趣旨及びその理由
- ヘ その他参考となるべき事項

(2) 意見書の提出先

山形県農林水産部農業経営・所得向上推進課

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項後段の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があった。

令和8年6月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

| 所在及び地番                | 地目 | 面積（平方メートル） |
|-----------------------|----|------------|
| 西置賜郡飯豊町大字高峰字新屋敷5209番1 | 田  | 22         |
| 西置賜郡飯豊町大字高峰字新屋敷5209番2 | 田  | 2,415      |
| 西置賜郡飯豊町大字高峰字新屋敷5209番3 | 田  | 1,866      |
| 西置賜郡飯豊町大字高峰字新屋敷5210番1 | 田  | 389        |
| 西置賜郡飯豊町大字高峰字新屋敷5210番2 | 田  | 56         |
| 西置賜郡飯豊町大字高峰字新屋敷5210番3 | 田  | 75         |
| 西置賜郡飯豊町大字高峰字新屋敷5210番4 | 田  | 81         |
| 西置賜郡飯豊町大字高峰字新屋敷5211番1 | 田  | 1,450      |
| 西置賜郡飯豊町大字高峰字新屋敷5211番2 | 田  | 483        |
| 西置賜郡飯豊町大字高峰字新屋敷5211番3 | 田  | 1,456      |
| 西置賜郡飯豊町大字高峰字新屋敷5211番4 | 田  | 1,457      |

|                        |   |       |
|------------------------|---|-------|
| 西置賜郡飯豊町大字高峰字新屋敷5211番 5 | 田 | 1,699 |
| 西置賜郡飯豊町大字高峰字新屋敷5215番   | 田 | 309   |
| 西置賜郡飯豊町大字高峰字新屋敷5218番   | 田 | 6,780 |

- 2 申請に係る農地の利用の現況  
耕作の事業に従事する者が不在である。
- 3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細  
農地法第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定による裁定後に、農地中間管理機構から申請に係る農地の借受けを希望する者に当該農地を貸し付ける。
- 4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

| 利用権の始期 | 存続期間 | 借賃に相当する補償金の額 |
|--------|------|--------------|
| 令和9年1月 | 5年   | 139,015円     |

- 5 その他  
この公告に係る農地の所有者等は、次に掲げるところにより、令和8年7月7日までに意見書を提出することができる。

(1) 意見書の記載事項

- イ 意見書の提出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- ロ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
- ハ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
- ニ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- ホ 意見の趣旨及びその理由
- ヘ その他参考となるべき事項

(2) 意見書の提出先

山形県農林水産部農業経営・所得向上推進課

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和8年6月23日

山形県企業管理者 松 澤 勝 志

- 1 落札に係る物品等の名称及び予定数量  
水道用ポリ塩化アルミニウム 587,000キログラム
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県企業局鶴岡電気水道事務所総務課 鶴岡市行沢字上野166  
電話番号0235(58)1230
- 3 落札者を決定した日 令和8年4月14日
- 4 落札者の名称及び所在地  
東北化学薬品株式会社山形支店 東根市神町南二丁目3番14号
- 5 落札金額 66.00円（1キログラム当たり）
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日  
令和8年3月3日